

秋田市立将軍野中学校昇降機棟増設等設計監理業務委託および工事
に関する仕様書

令和2年10月

秋田市教育委員会総務課

目 次

1	本件に関する基本事項	1
2	本件に関する基本要件	2
3	建築計画に係る仕様	3
4	建築設備に係る仕様	3
5	設計業務に関する事項	4
6	施工および工事監理業務に関する事項	5
7	その他	8

秋田市立将軍野中学校昇降機棟増設等設計監理業務委託および工事
に関する仕様書

1 本件に関する基本事項

(1) 本書の位置付け

本仕様書は、秋田市（以下「市」という。）が秋田市立将軍野中学校昇降機棟増設等設計監理業務委託および工事（以下「本件」という。）の実施に当たり、設計・施工・監理業務について、本件を実施する受注者（以下「受注者」という。）に要求する施設整備の仕様を示し、入札に参加する者へ具体的な指針を与えるものである。

受注者は、工事が完了するまで、秋田市立将軍野中学校昇降機棟増設等設計監理業務委託および工事に関する仕様書に規定されている事項を遵守しなければならない。

(2) 現施設の概要

ア 敷地面積	29,722㎡
イ 校舎面積	6,584㎡（RC造3階建て）
ウ 屋内運動場面積	1,804㎡（S造2階建て）
エ 施設詳細	添付図面参照

(3) 実施内容

本件は、以下の工事の設計・施工・監理業務を行うものである。

- ア 建築工事（管理棟増築および昇降機棟新築）
- イ 昇降機設備工事
- ウ 電気設備工事
- エ 自動火災報知設備工事
- オ 金属製建具改修工事（昇降機棟新築にともなう既存渡り廊下改修）
- カ スロープ設置工事

(4) 遵守すべき法令および適用図書等

本件を実施するに当たっては、各種関連法令および次に掲げる適用図書を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本件の仕様に照らし準拠すること。ただし、同等の仕様・機能を有すると市が認めたものは、この限りではない。

ア 適用図書（各仕様書等最新版とする。）

- (ア) 公共建築設計業務委託共通仕様書
- (イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）
- (ウ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
- (エ) 公共建築工事積算基準

- (オ) その他関連する適用図書
- イ 各種基準・指針等
 - (ア) 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
 - (イ) 秋田市都市景観条例
 - (ウ) その他関連する基準・指針等

(5) 仕様の変更

ア 仕様の変更になる場合

市は、履行期間中に、下記の事由により、仕様を変更する場合がある。

- (ア) 法令等の変更により業務内容が変更される時。
- (イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更される時。
- (ウ) その他業務内容の変更が特に必要と認められる時。

イ 仕様の変更の手続き

市は、仕様を変更する場合、事前に受注者に通知する。仕様の変更に伴い、受注者に支払う対価を含め契約書の変更が必要となる場合、協議書を交わしたうえで必要な変更を行うものとする。

2 本件に関する基本要件

(1) 業務実施体制

- ア 本工事の専門性に対応した業務実施体制を構築すること。
- イ 下請業者の選定等において、市内企業の活用に十分配慮すること。

(2) 適切な工程計画

- ア 設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮の検討を行い、早期竣工に努めること。
- イ 学校は当該工事期間中も使用されるため、施設の運営に影響を与えないよう工程を調整すること。

(3) ランニングコスト削減に対する創意工夫

本仕様を遵守しつつ、ランニングコスト削減のため創意工夫すること。

(4) 維持・保守管理に対する配慮

- ア 日常的な利用はもちろん、故障時の対応など、保守管理体制に対するきめ細かな配慮をすること。
- イ 工法および材料や機器の選択については、耐候性、耐久性、経済性、メンテナンス性に対して十分配慮すること。

(5) 利用者に対する配慮

生徒、教員、その他施設利用者に配慮した計画とすること。

3 建築計画に係る仕様

(1) 建築条件

ア 建築工事（普通教室棟側渡り廊下周辺）

- (ア) 昇降機棟の前室として吹きさらしの渡り廊下1階部分に管理室棟を増築（延床面積16㎡程度）する。
- (イ) 管理室棟既存掃き出し窓1箇所を撤去のうえ、増築する部分に引き違い窓1箇所と掃き出し窓1箇所を設けること。
- (ウ) 新設する掃き出し窓の外部に階段2段を新設すること。
- (エ) 2・3階の特定防火設備（計2箇所）を撤去し、南に4m離れた位置へ新設する。
- (オ) 特定防火設備を新設する場所の天井裏について、防火区画を1時間耐火構造（乾式）にて行い、既存配線・配管の被覆も行うこと。
- (カ) 3階建ての昇降機棟を新築（建築面積15㎡程度）する。
- (キ) 内外装の仕上は既存校舎程度とする。
- (ク) 新築する建物周囲のアスファルト舗装を撤去復旧すること。

イ 金属製建具改修工事

普通教室棟側渡り廊下の既存アルミ製建具について、新築する昇降機棟から生じる延焼のおそれのある部分を研り工法にて防火設備に改修する。（添付写真参照）

ウ スロープ設置工事

- (ア) 屋体棟側渡り廊下1階の管理室棟側と屋体側それぞれに長さ5m×幅2m×高さ40cm程度のスロープを新設する。
- (イ) スロープの両側に手摺を設けること。

(2) 構造条件

ア 昇降機棟の基礎および杭等の設計は、地質調査結果に基づいて行うこと。基本設計では、別途添付のボーリングデータを使用し、実施設計では、設置する場所の地質調査結果によること。（契約日までに市が調査結果を提供する。）

イ 重要度係数は1.25とすること。

4 建築設備に係る仕様

(1) 昇降機設備計画

ア 基本仕様

- (ア) 本体は、積載量750kg 定員11名とする。
- (イ) 3層各階停止とする。

- (ウ) 車いす仕様とする。
- (エ) 視覚障がい者対応仕様とし、乗場注意名板を設ける。

イ 乗場

乗場三方枠のほか乗り場インジケータ、車いす専用乗り場ボタンプレート、乗場休止スイッチを設けること。

ウ かが

- (ア) 正操作盤インジケータタイプとする。
- (イ) 車いす専用かが操作盤のほか手摺、鏡、壁保護幕、床保護マットを設けること。

エ ドア

遮煙機能付の特定防火設備とする。

オ その他

各種関連法令による機器を設けること。

(2) 電気設備計画

ア 一般事項

- (ア) 受変電設備より、昇降機の動力および電灯電源を取り出すこと。
- (イ) M D F から昇降機制御盤に電話回線を配線すること。
- (ウ) 防災盤から昇降機制御盤にインターホン用の配線をする事。
- (エ) 火災受信機からの警報接点を昇降機制御盤に配線すること。
- (オ) 昇降機シャフト内にコンセント、煙感知器を設置すること。
- (カ) 昇降機制御盤に非常放送用の配線を引き込むこと。
- (キ) 各種関連法令により計画すること。

イ 受変電設備

- (ア) 増設する設備の容量に合わせ、必要に応じて受変電および幹線設備の改修または増設を行うこと。

5 設計業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、本仕様書に基づき、本施設を整備するために必要な設計を行うこと。
金抜設計書の工事費における内訳明細の項目と員数については参考とし、設計内容を拘束するものではない。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、契約締結日を始期として、本件全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。

(3) 留意事項

設計は、以下の点に留意して行うこと。

- ・関係各機関と十分協議すること。
- ・工事ヤードは普通教室棟側渡り廊下の前とし、A型バリケードで区画すること。
- ・施工に要する電気および水道は、工事用仮設電気、仮設水道を有償にて引き込むこと。
- ・内部は工事施工部分（金属製建具改修工事部分を含む）の1階から3階まで仮の間仕切り壁を設け、施設使用者の立ち入りを禁止すること。
- ・実施設計期間中に、市へ中間報告を行ったのち最終案を作成すること。
- ・設計完了後、工事着手までに設計内容の分かる必要図書等を書面で市に提出し、設計完了確認を受けること。

(4) 提出書類

ア 設計図書

・共通

設計（積算）書、特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、既存解体範囲図、仮設計画図

・建築設計図書

面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩形図、平面詳細図、展開図、天井伏図、建具表、雑詳細図、構造図、構造計算書その他必要な図面等

・電気設備設計図書

受変電設備図、幹線設備図、電灯・動力設備図、弱電設備図、消防設備図、その他必要な図面等

・昇降機設備設計図書

仕様要項、昇降路平面図、正面図、断面図その他必要な図面等

イ 施工計画書

ウ 打合せ議事録

エ 計画通知等手続に必要な図書

オ その他市が求める資料

6 施工および工事監理業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、本仕様書、契約書、設計図書に基づき、本施設の施工および工事監理業務を行う。

(2) 業務期間

業務の期間は、本件全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。
なお、市によるスケジュールの条件は、以下のとおりとする。

ア 工事監理 契約日の翌日から令和3年6月11日まで

イ 施 工 契約日の翌日から令和3年6月11日まで

(ア) 金属製建具改修工事は、仮設を除き春季休業中（令和3年3月23日から令和3年4月5日まで）に行うこと。

(イ) スロープ設置工事は、令和3年4月1日までに工事を完了すること。

(3) 着工前の業務

ア 各種申請業務

受注者は、本施設の建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続を、事業スケジュールに支障がないように実施すること。市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを市に提出すること。

手続（計画通知等）に要する費用は受注者の負担とする。

イ 調整および準備調査等

(ア) 着工に先立ち、学校との調整および建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行に務めること。

(イ) 本件の工事が学校運営に与える騒音、振動、悪臭、粉塵等の諸影響についてあらかじめ調査、検討し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。

(ウ) 学校への対策の実施については、市に対して事前および事後にその内容および結果を報告すること。

(エ) 工事に関する苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

ウ 提出書類

受注者は、工事の着手の前に、総合施工計画書・工事全体工程表・下請け業者選定届・機器材料等製造業社選定届等を作成し、市に提出して承認を得ること。

(4) 施工期間中の業務

ア 施工業務

(ア) 受注者は、各種関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および施工計画に従って本施設の工事を実施する。

(イ) 受注者は、工事現場に工事記録を常に整備する。

(ウ) 受注者は、工事監理状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明および事後報告を行う。

(エ) 市は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

(オ) 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明および調整を十分に行うこと。

- (カ) 秋田市建設工事検査規程による中間検査を、基礎コンクリート打設前（配筋検査）と鉄骨建て方完了時に行う。
- (キ) 騒音、振動、水質汚濁、悪臭、粉塵等の諸影響について、必要な計測を行い、十分な対策を施すこと。万が一発生した場合は、苦情処理等受注者の責任において適切に対応し、処理すること。
- (ク) 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- (ケ) 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修および補償は、受注者の負担において行うこと。
- (コ) 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- (カ) 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- (シ) 工事途中において、当初実施設計内容に変更が生じた場合は、変更内容の分かる書類を市に提出し、承諾を得た後工事にかかること。

イ 工事監理業務

- (ア) 受注者は、自らの責任において工事の監理を行うこと。
- (イ) 工事の監理者は、建築基準法および建築士法に規定する建築士とすること。
- (ウ) 工事監理者は、自らの責任により実施設計図書を管理すること。
- (エ) 工事監理者は、あらかじめ定められた時期における工事の進捗状況等を報告するほか、市から要請があった場合には適時報告、説明を行うこと。
- (オ) 工事監理の書類等は建築工事監理業務委託共通仕様書に準ずること。
- (カ) 工事監理者は、月 1 回工事監理の状況を市に報告し、市が要請した場合は、随時報告を行うこと。
- (キ) 受注者は、各種諸官庁への届出および検査立会を行うこと。

(5) 竣工後業務

ア 受注者による竣工検査

- (ア) 受注者は、自らの責任において、履行期日前に竣工検査および設備等の試運転を実施すること。
- (イ) 竣工検査および設備等の試運転の実施については、それらの実施日の 7 日前までに市に書面で通知すること。
- (ウ) 市は、受注者が実施する竣工検査および設備等の試運転に立会うものとする。
- (エ) 受注者は、市に対して竣工検査および設備等の試運転の結果を報告すること。

(オ) 学校保健法に基づき、2箇所のVOC測定検査を行い基準値以下であることを確認した測定値調査報告書を提出すること。

イ 市の工事完了検査

受注者は、市による工事完了検査に必要な工事写真、工事に関する書類および建築基準法に規定する検査済証（以下「完成書類等」という。）を市に提出すること。

市と受注者は、工事完了検査に立会うこと。

なお、工事完了検査の結果、合格しない時、市は受注者に対して改修または補修を求めることができる。

ウ 竣工図書の提出

完成書類等は、公共工事標準仕様書および設計時に作成する特記仕様書に準ずること。

エ 引渡書の提出

受注者は、市による工事完了確認後、引渡書を遅滞なく市に提出すること。

受注者は、設備等の取扱いに関する市への説明を、ア(ウ)の試運転とは別に実施する。

(6) 保険

受注者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入するものとする。

7 その他

(1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。

(2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市および受注者の協議によるものとする。